

1 予算議案(1件)

番号	名称
118	令和6年度宮城県一般会計補正予算

2 予算外議案(15件)

(1) 条例議案(9件)

番号	名称	概要
119	宿泊税条例	観光振興に係る施策を実施するための財源の確保を目的として、宿泊税を創設しようとするもの
		施行 規則で定める日 所管 税務課
		1 課税客体 宿泊行為 2 課税標準 宿泊数 3 納税義務者 宿泊者 4 税率 1人1泊につき300円 5 免税点 1人1泊につき6,000円未満(素泊まり・税抜料金) 6 見直し時期 制度開始当初は条例の施行後3年経過時、その後は5年ごとに同様の検討を行う
120	薬学生修学資金貸付条例	薬学生修学資金の貸付けを行うため、必要な事項を定めようとするもの
		施行 令和7年4月1日 所管 薬務課
		1 目的 県内の医療機関における薬剤師の確保及び医療提供体制の整備 2 貸付対象者 県内の薬学部設置大学で薬学を履修する大学生 3 返還の免除 必要従事期間(貸付期間の1.5倍の期間)を県が指定する医療機関で薬剤師の業務に従事し、かつ、必要従事期間の半分以上の期間薬剤師が不足する地域の医療機関において従事した場合
121	宮城県県税条例等の一部を改正する条例	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行おうとするもの
		施行 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日 所管 税務課
		引用条項の移動

番号	名称	概要
122	次世代育成支援対策地域協議会条例の一部を改正する条例	次世代育成支援対策推進法の改正に伴い、所要の改正を行おうとするもの
		施行 公布の日 所管 子育て社会推進課
		次世代育成支援対策地域協議会の設置期間を令和17年3月31日(改正前令和7年3月31日)まで延長
123	宮城県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例	大麻取締法の改正に伴い、所要の改正を行おうとするもの
		施行 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行の日 所管 薬務課
		大麻が麻薬及び向精神薬取締法における麻薬に位置づけられたことに伴い、規定を整理

番号	名称	概要																																																												
124	公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	維持管理負担金の改定等を行おうとするもの																																																												
		施行 令和7年1月1日 所管 水道経営課																																																												
		維持管理負担金の改定 (単位:円)																																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="909 455 1421 486">流域</th> <th colspan="2" data-bbox="1421 455 1773 486">改定</th> <th data-bbox="1773 455 1947 486">(参考)</th> </tr> <tr> <td data-bbox="909 486 1421 518">仙塩流域下水道</td> <td data-bbox="1421 486 1597 518">現行(税込)</td> <td data-bbox="1597 486 1773 518">改正案(税抜)</td> <td data-bbox="1773 486 1947 518">改正案(税込)</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="909 518 1421 575">維持管理負担金の額 (公共下水道からの流入量1㎡につき)</td> <td data-bbox="1421 518 1597 575">44.8</td> <td data-bbox="1597 518 1773 575">38.6</td> <td data-bbox="1773 518 1947 575">42.5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="909 575 1421 606">阿武隈川下流域下水道</td> <td data-bbox="1421 575 1597 606">現行(税込)</td> <td data-bbox="1597 575 1773 606">改正案(税抜)</td> <td data-bbox="1773 575 1947 606">改正案(税込)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="909 606 1421 664">維持管理負担金の額 (公共下水道からの流入量1㎡につき)</td> <td data-bbox="1421 606 1597 664">57.3</td> <td data-bbox="1597 606 1773 664">44.8</td> <td data-bbox="1773 606 1947 664">49.3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="909 664 1421 695">鳴瀬川流域下水道</td> <td data-bbox="1421 664 1597 695">現行(税込)</td> <td data-bbox="1597 664 1773 695">改正案(税抜)</td> <td data-bbox="1773 664 1947 695">改正案(税込)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="909 695 1421 752">維持管理負担金の額 (公共下水道からの流入量1㎡につき)</td> <td data-bbox="1421 695 1597 752">92.3</td> <td data-bbox="1597 695 1773 752">81.3</td> <td data-bbox="1773 695 1947 752">89.5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="909 752 1421 783">吉田川流域下水道</td> <td data-bbox="1421 752 1597 783">現行(税込)</td> <td data-bbox="1597 752 1773 783">改正案(税抜)</td> <td data-bbox="1773 752 1947 783">改正案(税込)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="909 783 1421 841">維持管理負担金の額 (公共下水道からの流入量1㎡につき)</td> <td data-bbox="1421 783 1597 841">58.6</td> <td data-bbox="1597 783 1773 841">50.2</td> <td data-bbox="1773 783 1947 841">55.3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="909 841 1421 872">北上川下流流域下水道</td> <td data-bbox="1421 841 1597 872">現行(税込)</td> <td data-bbox="1597 841 1773 872">改正案(税抜)</td> <td data-bbox="1773 841 1947 872">改正案(税込)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="909 872 1421 929">維持管理負担金の額 (公共下水道からの流入量1㎡につき)</td> <td data-bbox="1421 872 1597 929">91.2</td> <td data-bbox="1597 872 1773 929">81.0</td> <td data-bbox="1773 872 1947 929">89.1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="909 929 1421 961">北上川下流東部流域下水道</td> <td data-bbox="1421 929 1597 961">現行(税込)</td> <td data-bbox="1597 929 1773 961">改正案(税抜)</td> <td data-bbox="1773 929 1947 961">改正案(税込)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="909 961 1421 1018">維持管理負担金の額 (公共下水道からの流入量1㎡につき)</td> <td data-bbox="1421 961 1597 1018">147.7</td> <td data-bbox="1597 961 1773 1018">133.8</td> <td data-bbox="1773 961 1947 1018">147.2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="909 1018 1421 1049">迫川流域下水道</td> <td data-bbox="1421 1018 1597 1049">現行(税込)</td> <td data-bbox="1597 1018 1773 1049">改正案(税抜)</td> <td data-bbox="1773 1018 1947 1049">改正案(税込)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="909 1049 1421 1106">維持管理負担金の額 (公共下水道からの流入量1㎡につき)</td> <td data-bbox="1421 1049 1597 1106">147.3</td> <td data-bbox="1597 1049 1773 1106">125.3</td> <td data-bbox="1773 1049 1947 1106">137.9</td> </tr> </tbody> </table>	流域	改定		(参考)	仙塩流域下水道	現行(税込)	改正案(税抜)	改正案(税込)	維持管理負担金の額 (公共下水道からの流入量1㎡につき)	44.8	38.6	42.5	阿武隈川下流域下水道	現行(税込)	改正案(税抜)	改正案(税込)	維持管理負担金の額 (公共下水道からの流入量1㎡につき)	57.3	44.8	49.3	鳴瀬川流域下水道	現行(税込)	改正案(税抜)	改正案(税込)	維持管理負担金の額 (公共下水道からの流入量1㎡につき)	92.3	81.3	89.5	吉田川流域下水道	現行(税込)	改正案(税抜)	改正案(税込)	維持管理負担金の額 (公共下水道からの流入量1㎡につき)	58.6	50.2	55.3	北上川下流流域下水道	現行(税込)	改正案(税抜)	改正案(税込)	維持管理負担金の額 (公共下水道からの流入量1㎡につき)	91.2	81.0	89.1	北上川下流東部流域下水道	現行(税込)	改正案(税抜)	改正案(税込)	維持管理負担金の額 (公共下水道からの流入量1㎡につき)	147.7	133.8	147.2	迫川流域下水道	現行(税込)	改正案(税抜)	改正案(税込)	維持管理負担金の額 (公共下水道からの流入量1㎡につき)	147.3	125.3	137.9
		流域	改定		(参考)																																																									
		仙塩流域下水道	現行(税込)	改正案(税抜)	改正案(税込)																																																									
		維持管理負担金の額 (公共下水道からの流入量1㎡につき)	44.8	38.6	42.5																																																									
		阿武隈川下流域下水道	現行(税込)	改正案(税抜)	改正案(税込)																																																									
		維持管理負担金の額 (公共下水道からの流入量1㎡につき)	57.3	44.8	49.3																																																									
		鳴瀬川流域下水道	現行(税込)	改正案(税抜)	改正案(税込)																																																									
維持管理負担金の額 (公共下水道からの流入量1㎡につき)	92.3	81.3	89.5																																																											
吉田川流域下水道	現行(税込)	改正案(税抜)	改正案(税込)																																																											
維持管理負担金の額 (公共下水道からの流入量1㎡につき)	58.6	50.2	55.3																																																											
北上川下流流域下水道	現行(税込)	改正案(税抜)	改正案(税込)																																																											
維持管理負担金の額 (公共下水道からの流入量1㎡につき)	91.2	81.0	89.1																																																											
北上川下流東部流域下水道	現行(税込)	改正案(税抜)	改正案(税込)																																																											
維持管理負担金の額 (公共下水道からの流入量1㎡につき)	147.7	133.8	147.2																																																											
迫川流域下水道	現行(税込)	改正案(税抜)	改正案(税込)																																																											
維持管理負担金の額 (公共下水道からの流入量1㎡につき)	147.3	125.3	137.9																																																											
※現行は税込、改正案は税抜(税込表記から税抜表記に改正するため)																																																														

番号	名称	概要
125	布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例	水道法施行令の改正に伴い、所要の改正を行おうとするもの
		施行 令和7年4月1日 所管 水道経営課
		布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の変更
126	県立学校条例の一部を改正する条例	県立学校の設置及び廃止を行おうとするもの
		施行 令和7年4月1日 所管 特別支援教育課、高校教育課
		1 宮城県立松陵支援学校の設置 2 宮城県大河原商業高等学校及び宮城県柴田農林高等学校の廃止
127	警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び警察署協議会条例の一部を改正する条例	警察署の再編に伴い、所要の改正を行おうとするもの
		施行 規則で定める日 所管 警察本部
		1 若柳警察署と築館警察署を統合し、栗原警察署を設置 2 1に伴い、栗原警察署協議会を設置

(2) 条例外議案(6件)

番号	名称	概要
128	財産の取得について(情報通信機器(プロジェクタ等)一式)	<p>情報通信機器(プロジェクタ等)一式を取得することについて、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの</p> <p>所管 教育企画室</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取得しようとする財産 情報通信機器(プロジェクタ等)一式 2 取得金額 97,460,000円 3 取得の相手方 株式会社日立システムズ
129	財産の処分について(運転免許試験場市名坂庁舎跡地)	<p>運転免許試験場市名坂庁舎跡地を処分することについて、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの</p> <p>所管 管財課</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 処分しようとする財産の所在地 仙台市泉区市名坂字石止44番2外2筆 2 処分しようとする財産 土地 25,192.61㎡ 3 処分金額 4,561,019,000円 4 処分の相手方 株式会社タカラレーベン

番号	名称	概要
130	工事請負契約の締結について(川内沢ダム管理用制御処理設備等工事)	<p>請負金額 579,966,200円 契約の相手方 富士通Japan株式会社</p> <p>所管 河川課</p> <p>1 施工地名 名取市愛島笠島地内外 2 工事内容 ダム管理用制御処理設備製作・据付 一式 テレメータ放流警報設備製作・据付 一式 外 3 工期 議決の日の翌日～令和8年3月25日</p>
131	工事請負契約の締結について(都市計画道路小池石生線末広町道路改築工事)	<p>請負金額 613,800,000円 契約の相手方 株式会社丸本組</p> <p>所管 都市計画課</p> <p>1 施工地名 柴田郡村田町村田地内 2 工事内容 施工延長 L=85.8m W=6.0m 函渠工 V=4,052m³ 埋戻工 V=16,800m³ 3 工期 議決の日の翌日～令和8年3月27日</p>

番号	名称	概要
132	工事請負変更契約の締結について(女川町道女川出島線出島大橋(仮称)新設工事)	<p>請負金額 8,494,010,700円 → 8,617,333,900円 契約の相手方 JFE・橋本店・東日本コンクリート建設工事共同企業体</p> <p>所管 道路課</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議決日 平成30年7月4日 議第172号議案 2 第一回変更 令和3年3月19日 議第119号議案 3 第二回変更 令和5年10月4日 議第129号議案 4 変更の理由 施工内容の変更による請負金額の変更
133	工事請負変更契約の締結について(渋井川水門新築工事)	<p>請負金額 1,708,107,500円 → 1,774,465,000円 契約の相手方 小野田建設株式会社</p> <p>所管 河川課</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議決日 令和3年3月19日 議第118号議案 2 第一回変更 令和3年6月15日提出 報告第47号 3 第二回変更 令和4年3月18日 議第97号議案 4 第三回変更 令和5年3月17日 議第79号議案 5 第四回変更 令和6年3月13日 議第86号議案 6 変更の理由 施工内容の変更による請負金額の変更

3 報告(4件)

番号	名称	概要
11	専決処分の報告について(宮城県慶長使節船ミュージアム展示改修の製造請負契約の変更)	<p>請負金額 966,900,000円 → 988,121,200円 契約の相手方 株式会社乃村工藝社</p> <p>1 議決日 令和4年12月14日 議第203号議案</p> <p>2 変更の理由 施工内容の変更による請負金額の変更</p> <p>3 専決処分日 令和6年8月16日</p>
12	専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額の決定)	<p>和解及び損害賠償の額の決定について、それぞれ専決処分したので報告するもの</p> <p>○事故の状況</p> <p>1 件数 7件</p> <p>2 発生 令和5年6月～令和6年5月</p> <p>3 損害原因 県管理道路の損傷による事故等</p> <p>4 損害賠償額 807,873円</p> <p>5 専決処分日 令和6年7月18日～令和6年8月6日</p>

番号	名称	概要
13	専決処分の報告について(県営住宅等の明渡請求等に係る訴えの提起)	<p>長期にわたる県営住宅等の家賃等滞納者に対し、住宅等の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求める訴えを提起することについて、専決処分したので報告するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 家賃等滞納者 2名 2 訴え提起の日 令和6年7月31日
14	専決処分の報告について(交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定)	<p>交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、それぞれ専決処分したので報告するもの</p> <p>○事故の状況</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 件数 16件 2 発生 令和2年1月～令和6年7月 3 損害内容 人身事故、車両事故 4 損害賠償額 4,782,121円 5 専決処分日 令和6年7月18日～令和6年8月9日